

米のカドミウムの基準値が改正されます

カドミウムは鉱物中や土壌中などに天然に存在する重金属です。

自然環境中のカドミウムが農畜水産物に蓄積し、それらを食品として摂取することで、一部が体内に吸収されます。濃度の高い食品を長年摂取すると、腎機能障害を引き起こす可能性があり、日本では食品衛生法に基づく規格基準においてカドミウムの基準値が設定されています。日本人の食品摂取実態等に基づいた審議・答申の結果、

現行の基準値「1.0ppm未満」から「**0.4ppm以下**」（玄米・精米）へと改正され、平成23年2月28日から適用されます。

*ppmとは割合の単位。100万分の1。

〔例：1ppm とは= 浴槽いっぱい（1,000kg）の水の中にひとつまみ（1g）の物質が溶けている状態です 〕



①具体的には何が変わるの？

年産に関わらず、0.4ppm を超える米は流通・販売することができなくなります。また、基準に合わない米の買い上げ制度は平成23年2月28日以降、廃止されます。



②私たちは何をすればいいの？

生産者は自分の生産した米にどのくらいのカドミウムが含まれているのか、実態を知ることが大切です。その結果、含有濃度が高い場合には低減対策に取り組みましょう。

食生活においては、食品からのカドミウム摂取が健康に影響を与える可能性は低いと考えられます。同じ食品をたくさん食べ続けるなどの偏食をせず、バランスの良い食生活を心がけましょう。

③低減対策ってどんな方法があるの？

取り組みやすい対策として、穂が出る時期の前後3週間のあいだ常に田に水を多くいれておく方法（湛水管理）があります。この方法によって土の中が酸素不足の状態になりカドミウムが硫黄と結合して水に溶けにくくなります。生育のため多くの水を必要とするこの時期での実施が重要です。他には、カドミウム吸収量が多い植物を栽培して農地を浄化する方法（植物浄化対策）などもあります。実態に応じた低減対策に取り組みましょう。



カドミウムについての情報はこちらのホームページでも知ることができます。



http://www.maff.go.jp/i/svouan/nouan/kome/k_cd/index.html

お問い合わせ先

関東農政局山梨農政事務所 055-226-6613
山梨県農政部農業技術課 055-223-1618
山梨県総合農業技術センター 0551-28-2937